

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 予防管理対策（第6条—第16条）
- 第3章 自衛消防活動対策（第17条—第19条）
- 第4章 休日、夜間における防火管理体制（第20条—第21条）
- 第5章 地震対策（第22条—第29条）
- 第6章 防災教育及び訓練等（第30条—第32条）
- 第7章 消防機関等との連絡（第33条）
- 第8章 雑則（第34条—第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 日本育英会消防計画（以下「消防計画」という。）は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、日本育英会本部及び東京支所（以下「本部」という。）の防火管理についての必要事項を定め、火災を予防し、役職員の生命・身体を災害から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この消防計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本部に勤務する役職員及び出入りする全ての者
- (2) 防火管理業務の一部を受託している者  
（管理権原者の責任等）

第3条 この消防計画で管理権原者とは、法第8条第1項で定める防火対象物の管理についての権原を有する者をいう。

- 2 管理権原者は理事長をもつてこれに当て、本部の防火管理業務について、全ての責任を持たせるものとする。
- 3 管理権原者は、総務部長を防火管理者に選任して、防火管理業務を適正に遂行させるものとする。
- 4 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成及び変更する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 5 管理権原者は、防火・防災上の建物構造の不備、消防用設備等の不備欠陥が報告された場合は、速やかに改修しなければならない。
- 6 管理権原者は、食堂喫茶及び売店経営についての契約、理髪室経営に関する契約並びに日本育英会庁舎総合管理契約等を締結する際は、消防計画を遵守させる条項を盛り込むものとする。

(防火管理者の責務)

第4条 防火管理者は、この消防計画の作成及び実行についての全ての権限を持って、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 自衛消防隊の組織に関すること。
- (3) 消防訓練の実施に関すること。
- (4) 防災教育の実施に関すること。
- (5) 管理権原者への提案及び報告に関すること。
- (6) 消防用設備、火気使用施設及び電気設備等の自主点検・検査の実施並びに監督に関すること。
- (7) 消防用設備等の法定点検・整備及びその立会いに関すること。
- (8) 火気の使用、取り扱いの指導及び監督に関すること。
- (9) 火元責任者に対する指導及び監督に関すること。
- (10) 本部を管轄する消防署との連絡に関すること。
- (11) その他防火管理業務上必要と認められること。

(防火管理委員会)

第5条 防火管理に関する事務について有機的に連携を図り、防火・防災対策を円滑かつ的確に推進するため、本部に日本育英会防火管理委員会を設置する。

2 前項の防火管理委員会の組織及び必要な事項については、別に定める。

## 第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第6条 予防管理組織は、火災予防のための組織と自主点検・検査を実施するための組織とする。

(火災予防のための組織)

第7条 火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、各課に火元責任者を置くものとする。

2 前項の火元責任者は、職員の中から防火管理者が指名するものとする。

(火元責任者等の任務)

第8条 火元責任者は、別に定める分担区域内の火気に注意し、退勤時には、その異常の有無を確かめるものとする。

2 火元責任者は、火災その他の災害が発生したとき、火気器具等の電源を遮断し、出火防止の処置を行うものとする。

3 電気・空調関係の常駐者は、火災その他の災害が発生したとき、電気設備等の元電源の遮断及びガス管の元栓を閉鎖し、出火防止の処置を行うものとする。

(自主点検・検査を実施するための組織)

第9条 自主点検・検査を実施するための組織は、消防用設備、火気使用施設及び電気設備等について適正な管理及び機能保持のため、点検検査員を置くものとする。

2 前項の点検検査員については、別に定める。

(点検検査員の任務)

第10条 点検検査員は、第12条に定める点検検査基準により自主検査及び消防用設備の点検検査を行うものとする。

(警備員の業務)

第11条 警備員は、定時に巡回し、火災予防上の安全を確認するとともにその結果を業務日誌に記録し、防火管理者に報告するものとする。

(点検検査基準)

第12条 火災予防上の自主検査及び消防用設備の点検検査基準は、次のとおりとする。

1 自主検査

区分	事項	回数
防火上の設備等の整理清掃状況	出入口、通路、非常口等	毎日1回以上
	屋内及び屋外一般	
火気使用施設	火気器具	毎日終業後1回以上
	火気器具及び管理状況	毎週1回以上
電気設備	電気設備全般	毎月1回以上
	絶縁抵抗測定	6か月1回以上

2 消防用設備の点検検査

区分	点検の種類	点検期間
消火器具	外観点検	6か月毎
誘導灯・誘導標識	機能点検	
消火栓設備	外観点検	6か月毎
避難設備	機能点検	
自動火災報知設備	総合点検	1か年毎
連結送水管等		

(検査結果の記録及び報告)

第13条 点検検査員は、自主点検・検査及び法定点検を実施したときは、その結果を記録し、定期的に防火管理者に報告しなければならない。ただし、点検検査の結果、改善を要する事項を発見した場合は、速やかに防火管理者に報告するものとする。

2 防火管理者は、改善を要する事項が報告された場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。

3 前2項の改善を要する事項のうち、改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立するものとする。

(臨時の火気使用等)

第14条 庁舎内及び周辺において臨時に火気を使用する場合は、各課の火元責任者を経て防火管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて火気を使用するときは、防火に留意しなければならない。

3 庁舎内において喫煙禁止の指定を受けた場所では、禁煙を厳守しなければならない。

い。

(建築物及び施設の変更)

第15条 本部内において建築物(仮設を含む。)を建設しようとするとき、又は大量の危険物の搬出入或いは危険物関係施設、電気施設、火気使用施設を新設、移転、改修する場合は、防火管理者の許可を受けなければならない。

(警報伝達及び火気使用の規制)

第16条 防火管理者は、火災警報発令下又はその他の事情により火災発生の危険又は人命安全上の危険が切迫していると認めたときは、その旨役職員等に伝達し、火気使用等の中止又は危険な場所への立ち入り禁止を命ずることができる。

### 第3章 自衛消防活動対策

(自衛消防隊の設置)

第17条 火災、地震その他の災害発生時における被害を最小限度にとどめるため、本部に日本育英会自衛消防隊を設置する。

2 前項の自衛消防隊の組織及び必要な事項については、別に定める。

(通報連絡)

第18条 火災発見者は、火災報知機のボタンを押し、周囲に火災発生を知らせるとともに、庶務課に場所、状況を速報するものとする。

(自衛消防隊の活動範囲)

第19条 自衛消防隊の活動範囲は、本部の管理範囲内とする。

2 本部に隣接する防火対象物からの延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動するものとする。

### 第4章 休日、夜間における防火管理体制

(休日、夜間における予防管理)

第20条 警備員は、定時に巡回する等火災予防上の安全を確認するものとする。

(休日、夜間における活動及び連絡)

第21条 休日、夜間に発生した火災に対しては、次の措置を行うものとする。

- (1) 警備員は、火災を発見した場合、火災報知機のボタンを押し、庁舎内残留者に火災の発生を知らせるとともに直ちに消防機関に通報する。
- (2) 庁舎内残留者は、警備員と協力して初期消火活動を行う。
- (3) 消防署関係者が到着後は、その指示に従う。
- (4) 警備員は、緊急連絡網により防火管理者及び関係者に急報する。
- (5) 連絡を受けた防火管理者及び関係者は、直ちに現場に駆けつけ、適正な処置を講じる。

### 第5章 地震対策

(庁舎等の安全性の向上等)

第22条 防火管理者は、庁舎等を地震その他の災害から防護するため、次の措置を行うものとする。

(1) 庁舎等の整備に当たっては、十分な耐震性を確保するため、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、補強・改修等の予防措置を講じる。

また、庁舎等の不燃化、堅牢化を促進する。

(2) 庁舎等に付随する窓枠、外壁タイル等についても、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修等の予防措置を講じる。

(3) 電気・ガス・給排水設備等のライフラインについても、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修等の予防措置を講じる。

(備品等の安全対策)

第23条 防火管理者は、備品等の転倒・破損による被害を防護するため、コンピューター、パソコン、テレビ、ロッカー（書庫）、事務機器等の固定・転倒防止対策を講じるものとする。

(非常用物品の備蓄)

第24条 防火管理者は、災害時に備え、非常用物品を確保するとともに、定期的に点検整備を行うものとする。

2 前項の非常用物品は計画的に備蓄し、備蓄品一覧表を作成し、管理するものとする。

(地震発生時の安全措置)

第25条 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。

(1) 地震発生直後は、各自身の安全を守ることを第一とする。

(2) 各課の火元責任者は、火気器具等の電源を遮断し、出火防止措置をとる。

(3) 電気・空調関係の常駐者は、電気設備の電源を遮断、ガスの元栓を閉じ、ボイラーの使用を停止する等出火防止措置をとる。

(4) 防火管理者は、被害状況等を報告させ、把握する。

(地震時の活動)

第26条 地震時における自衛消防隊「本部班」の活動は、自衛消防隊設置要領「本部班」の任務によるほか、次のことを行うものとする。

(1) 地震の被害状況により、電話等が使用不能な場合は、近くの消防署へ駆けつけ、火災等の発生状況、救出・救護が必要な状況を通報する。

(2) テレビ、ラジオ等により地震情報等の収集に努め、周囲の状況を把握する。

(3) 庁舎内外の状況を把握し、必要な情報を役職員に周知させるとともに、混乱を防止するために適切な指示を行う。

(救出・救護)

第27条 地震時における自衛消防隊「救護班」の活動は、自衛消防隊設置要領「救護班」の任務によるほか、次のことを行うものとする。

(1) 負傷者が発生した場合、応急手当を行うとともに、地震の被害状況により緊急を要する場合は、救護所、医療機関に搬送する。

(2) 救出が必要な者を発見した場合は、自衛消防隊本部班に報告するとともに、救出可能なときは、周囲の者と協力して救出する。

(避難)

第28条 地震時における自衛消防隊「避難誘導班」の活動は、自衛消防隊設置要領「避難誘導班」の任務によるほか、次のことを行うものとする。

- (1) 庁舎内からの避難は、自衛消防隊長の避難命令により行う。
- (2) 避難命令が出るまで、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
- (3) 建物の倒壊等の危険がでた場合は、速やかに屋外へ避難させる。
- (4) 一時避難場所は、裏庭テニスコートとする。
- (5) 広域避難場所へ避難する場合は、自衛消防隊「避難誘導班長」の指示に従って行う。
- (6) 広域避難場所を「明治神宮外苑」とし、集結場所は「絵画館前」とする。
- (7) 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とする。
- (8) 集結後の諸行動については、自衛消防隊長の指示による。

(地震後点検と安全措置)

第29条 建物及び設備等の使用再開に当たっては、災害の状況調査、応急措置の実施等を行い、防火管理者が安全を確認した後でなければならない。なお、防火管理者は、異常が発見された場合は、使用制限を行うものとする。

第6章 防災教育及び訓練等

(防災教育の実施)

第30条 防火管理者等は、消防機関が行う講演会及び研究会等に参加するとともに、役職員に対する防火・防災講演等を随時開催するものとする。

- 2 役職員は進んで防火・防災に関して教育を受け、防火管理の完璧を期するよう努力しなければならない。
- 3 防火管理者は、消防機関から配付されるポスター・パンフレット等を見やすい場所に掲示し、防火思想の普及を図るものとする。

(消防訓練の実施)

第31条 防火管理者は、火災、地震等の災害が発生した場合、自衛消防隊が迅速かつ的確に所定の行動ができるように消防訓練を実施するものとする。

(消防訓練の実施時期等)

第32条 防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

- (1) 基礎訓練（消火・避難等）は随時行う。
- (2) 総合訓練は年1回（11月頃）、次の訓練を行う。

通報訓練（非常ベルの起動、自動火災報知設備の発信、消防機関への通報、庁舎内への連絡）

消火訓練（消火器の実放射、消火栓の放水）

避難訓練（避難誘導員の配置、非常口の開放及び避難路の確保、避難誘導、避難の確認、救助袋の使用、防火扉の閉鎖）

応急救護訓練（応急手当、搬送要領の習得、救護所の設置）

(3) 総合訓練の際、地震を想定した訓練も合わせて行う。

身体防護措置訓練，出火防止措置訓練，災害対策本部設置訓練等

## 第7章 消防機関等との連絡

(連絡事項)

第33条 防火管理者は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 管理権原者及び防火管理者の変更に関する事。
- (2) 消防計画作成及び変更に関する事。
- (3) 自衛消防組織の大幅な変更に関する事。
- (4) 消防用設備等の総合点検の検査結果の報告（3年毎）に関する事。
- (5) 消防訓練実施の通報・報告に関する事。
- (6) 建物及び諸設備の設置又は変更時の事前連絡に関する事。
- (7) その他防火管理業務についての必要事項

## 第8章 雑則

(非常災害発生における対応)

第34条 大規模地震等による非常災害が発生し、又は発生の恐れがある場合で、日本育英会非常災害対策本部の設置が必要な状況になったときは、別に定める「日本育英会防災業務計画」により対処するものとする。

(防火管理の事務)

第35条 防火管理の事務については、総務部庶務課が担当する。

附 則

- 1 この日本育英会消防計画は、平成10年7月16日から施行する。
- 2 日本育英会消防規程（昭和31年6月25日達第244号）は、廃止する。

日本育英会防火管理委員会設置要領

### 1 構成

日本育英会防火管理委員会（以下「防火管理委員会」という。）は、総務部長が主宰し、委員若干人をもつて組織する。

- (1) 防火管理委員会の委員長は、総務部長がこれに当たる。
- (2) 副委員長は、庶務課長がこれに当たる。
- (3) 委員は次に掲げるものをもつて構成する。

総務部 人事課長，庶務課課長補佐

経理部 主計課長，会計課長

奨学部 総務課長

返還部 計画課長

管理部 資金管理課長

企画広報部 企画課長

情報処理部 システム開発課長

東京支所 総務課長

## 2 防火管理委員会の招集

- (1) 防火管理委員会の会議は、定例会及び臨時会とし、委員長又は副委員長が招集する。
- (2) 定例会は毎年1回開催し、臨時会は必要に応じて開催する。
- (3) 会議の開催に当たっては、必要に応じ、議事に関係のある者の出席を求めることができる。

## 3 委員長等の責務

- (1) 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のとき、又は事故等で責務を遂行できないときは、その職務を代理する。

## 4 協議事項

防火管理委員会において協議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 消防計画、防災業務計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 災害予防対策に関すること。
- (3) 災害応急対策に関すること。
- (4) 災害復旧対策に関すること。
- (5) 自衛消防隊の組織及び訓練に関すること。
- (6) 防火・避難施設、消防設備等の点検・維持管理に関すること。
- (7) 防火・防災思想の普及及び高揚に関すること。
- (8) 防火・防災の調査・研究及び企画に関すること。
- (9) その他防火・防災に関し必要な事項

## 5 庶務

防火管理委員会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

日本育英会自衛消防隊設置要領

### 1 構成

日本育英会自衛消防隊（以下「自衛消防隊」という。）は、本部の職員をもつて組織する。

- (1) 自衛消防隊は本部・救護・消火・避難誘導班によつて構成する。
- (2) 自衛消防隊の隊長は、総務部長がこれに当たる。
- (3) 副隊長は、庶務課長がこれに当たる。
- (4) 各班の班長及び班員は、職員の中から総務部長が指名する。
- (5) 各班の班長及び班員構成は、別に定める。

### 2 隊長等の権限と責務

- (1) 隊長は、火災、地震及びその他の災害時での自衛消防活動又は訓練を行う場合、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- (2) 本部班と密接な連携を図り、消火・避難活動を有効に機能させる。
- (3) 被害状況及び避難状況の把握を行う。
- (4) 副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在のとき又は事故等で責務を遂行できない

ときは、その職務を代理する。

### 3 本部班の任務

- (1) 本部班長は、副隊長に事故等のある場合は、その職務を代理する。
- (2) 隊長又は副隊長の命により、消防機関（119番）への通報を行う。
- (3) 庁舎内の役職員への通報及び連絡を行う。
- (4) 自衛消防隊本部は裏庭テニスコート又は正面玄関前に設置する。
- (5) 各班との連絡・調整を行う。
- (6) 避難誘導班からの避難報告を隊長又は副隊長に報告する。
- (7) 各部で搬出した非常持出物件を安全な場所に確保し、延焼及び盗難の防止に努める。

### 4 救護班の任務

- (1) 救護所は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に設置する。
- (2) 負傷者が発生した場合は、応急手当を行い、緊急を要する場合は、救急車等の手配或いは医療機関に搬送する。
- (3) 負傷者の住所、氏名、電話番号、搬送病院、負傷程度等必要な事項を記録する。

### 5 消火班の任務

- (1) 消火班員は、消火器及び消火栓設備等を活用して適切な消火活動を行う。
- (2) 消火活動は初期消火に主眼をおき活動する。
- (3) 消火班長及び副班長は、消火班員の身体の安全を図り、危険な消火活動は行わないように努める。
- (4) 消防署関係者が到着後は、その指示に従う。

### 6 避難誘導班の任務

#### (1) 誘導係

- ア 出火現場の状況を把握し、避難経路を決定する。
- イ エレベーターを使用しないで、階段を利用して避難する。
- ウ 屋上への避難は原則として行わない。
- エ 非常用救助袋等を使用して避難する場合は、救助袋係の指示に従って行動する。
- オ 一時避難場所は裏庭テニスコート又は正面玄関前とする。
- カ 各課の誘導係は、避難終了次第、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、避難誘導班長又は副班長に報告する。
- キ 避難誘導班長又は副班長は、避難報告結果を本部班に報告する。

#### (2) 防火扉係

- ア 各階の避難状況、消火活動等を勘案し、防火扉を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。
- イ 防火扉を閉鎖後は、誘導係の指示に従い避難する。

#### (3) 救助袋係

- ア 避難経路が遮断された場合、非常用救助袋及び避難はしごを使用する。

イ 非常用救助袋等を使用して避難する場合は、役職員を安全に誘導する。

7 「日本育英会非常災害対策本部」との関係

本部に日本育英会非常災害対策本部が設置された場合、自衛消防隊は災害対策本部の指揮の下に行動する。

その場合の指揮命令系統は、「日本育英会非常災害対策本部設置要領」の8 指揮命令系統による。